

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年12月25日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 濑戸 祐介

### 1. 業務概要

- (1) 業務名：令和8年度鹿児島国道管内改築事業監理業務（電子入札及び電子契約対象案件）
- (2) 業務の目的：本業務は、鹿児島国道事務所管内の道路改築事業において、効率的かつ確実な事業推進を図るため、全体事業計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元や関係行政機関等との協議、事業管理等を行う業務である。
- (3) 履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて行う業務である。
- (5) 本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。  
電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。  
九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ  
(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。
- なお、様式1の提出先及び受付時間は、次のとおりである。
  - 1) 提出先：4. (1) と同じ。
  - 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とができるものとする。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 契約日は、令和8年度予算が令和8年4月1日までに成立した場合は4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。  
なお、契約日にかかわらず、契約期間（工期）の始期は令和8年4月1日とする。
- (9) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対してプロポーザル方式における加点を行う業務である。

### 2. 業務実施上の条件

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 2) 設計共同体

2. (1) 1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 1 月 25 日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表 1 ②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

## 3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b) において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b) において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ) 会社法第 2 条第 15 条に規定する社外取締役
  - (ii) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - (iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - (iv) 組合の理事
  - (v) その他業務を執行する者であって、(i) から (iv) までに掲げる者に準ずる者
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第

67 条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4) 中立性・公平性

本業務受注者及び本業務受注者と資本関係又は人的関係がある者は、本業務の担当範囲内の工事の入札に参加し又は受注者となることはできない（共同企業体の場合はその構成員となることもできない）。また、本業務の受注者の出向・派遣元及び、出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある者についても、前記と同様の扱いとする。なお、「参加」とは、入札に参加すること又はその下請として参加することを含む。

[1]一方の会社が、他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

[2]一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種業務の実績

平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種業務」の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：1) 自動車専用道路又は一般国道の調査・設計業務に関する実績
- 2) 自動車専用道路又は一般国道の新設または改築工事に関する実績
- 3) 自動車専用道路又は一般国道に関する事業促進PPP（※1）又はPM（※2）又はCM（※3）の実績

※1 「事業促進PPP」とは、国土交通省直轄の事業促進PPP等に関するガイドラインの1.5「用語の定義」に基づくものをいう。（以下、同じ。）

※2 「PM（プロジェクト・マネジメント）」とは、事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称（以下、同じ。）

※3 「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総称（以下、同じ。）

なお、同種業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成27年度以降公示日までに実施した業務の実績（国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。）を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記②を満たすものとす

る。

(注1)

「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す法人、及び国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

(注2) 「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

(注3) 「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

②実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（以下「成績評定要領」という。）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体の場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

③過去2年間（令和5年度～令和6年度）に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 配置予定管理技術者等

- ・管理技術者は非専任、非常駐とする。  
ただし、月1回以上、現地で打合せを行うものとする。
- ・設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置するものとする。
- ・管理技術者は、主任技術者との兼務を可能とする。その場合、管理技術者及び主任技術者双方の要件を満たすものとする。

配置予定管理技術者等については下記の(1)、(3)及び(4)に示す条件を満たし、(2)の実績を有する者とする。

(1) 下記のいずれかの実績を有する者。

平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

- ・同種業務：1) 自動車専用道路又は一般国道に関する事業促進PPP又はPM又はCMの指導的立場（※4）での経験。  
2) 自動車専用道路又は一般国道に関する技術協力業務（ECI）（※5）の指導的立場（※4）での経験。  
3) 自動車専用道路又は一般国道に関する設計業務（ECI）（※6）の指導的立場（※4）での経験。  
4) 道路分野において工事・業務をマネジメントした実務経験（※7）。
- ・類似業務：1) 指導的立場（※4）での自動車専用道路又は一般国道の調査・設計業務の経験。  
2) 自動車専用道路又は一般国道の工事に関する監理技術者としての経験。  
3) 道路分野において十分な技術的実務経験（※8）を有するもの。

※4 「指導的立場」とは以下の立場をいう。

- 1) 調査・設計業務の場合には、管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。）の立場をいう。
- 2) 事業促進PPP、PM又はCM、技術協力業務（ECI）、設計業務（ECI）、の場合には、当該業務の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。

※5 技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプの技術協力業務若しくは設計交渉・施工タイプの実施設計業務をいう。（以下、同じ。）

※6 技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプの設計業務をいう。（以下、同じ。）

※7 マネジメントした実務経験とは、道路分野における「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（S42.3.30付）」第6に該当する総括監督員若しくは主任監督員、「地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1付）」第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員に相当する程度の経験をいう。（以下、同じ。）

※8 十分な技術的実務経験とは、道路分野における20年以上の実務経験又は道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

なお、実務経験には、発注者支援業務（工事監督支援、積算技術、技術審査）について、実務経験に含むことが出来る。また、行政機関等の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円以上の業務、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注1～4は、2.（2）1）を参照）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合には、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知

を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

(2)直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行中に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

(3)令和8年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）が5億円未満かつ10件未満である者。ただし、令和8年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成24年3月30日付け国九整達第9号）第6条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で5億円、件数で10件の業務量（令和8年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である令和8年4月1日現在は、令和8年度予算成立が令和8年4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

- [1] 当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2] 当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している配置

予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

(4)過去4年間（令和3年度～令和6年度）に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のうち配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した業務におけるテクリス技術者評点の平均点が60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、2. (2) ① (2)において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②配置予定主任技術者（事業監理・調査・設計）

- ・主任技術者は専任とし、業務場所（鹿児島国道事務所）に常駐するものとする。

・配置予定主任技術者（事業監理・調査・設計）については、下記の(1)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

(1) 下記のいずれかの資格等を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[2] 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[3] R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者、R C C Mと同等の能力を有する者。（技術士部門と同様の部門に限る）

なお、「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

[4] 一級土木施工管理技士

[5] 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

[6] （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）

(2) 下記のいずれかの実績を有する者

平成27年度以降に完了した工事又は業務（再委託による業務の実績は含まない。また、令和6年度完了予定も対象に含む）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」のいずれかの実績を有する者。

・同種業務：1) 自動車専用道路又は一般国道に関する事業促進P P P又はP M又はC Mの経験。

2) 自動車専用道路又は一般国道に関する技術協力業務（E C I）の経験。

3) 自動車専用道路又は一般国道に関する設計業務（E C I）の経験。

4) 自動車専用道路又は一般国道の調査・設計業務の経験。

5) 自動車専用道路又は一般国道の工事に関する経験。

6) 道路分野において工事・業務をマネジメントした実務経験。

・類似業務：1) 道路分野において十分な技術的実務経験を有するもの。

※9 十分な技術的実務経験とは、道路分野における10年以上の実務経験（※9）又は道路分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう。

なお、実務経験には、発注者支援業務（工事監督支援、積算技術、技術審査）について、実務経験に含むことが出来る。また、行政機関等の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円以上の業務、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種業務として認める。（注1～4は、2.(2) 1) を参照）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が1年に満たない場合は1年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が1年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受

けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

また、同種又は類似業務の工事の実績は、工事成績評定点が65点以上を実績として認めることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。

### ③配置予定担当技術者

- ・担当技術者は専任とし、業務場所（鹿児島市内）に常駐とする。
- ・主任技術者及び担当技術者はいずれの主任技術者及び担当技術者とも兼務することはできない。

## 3. 技術提案書を特定するための評価基準

### （1）業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手法及び工程表の妥当性等

### （2）評価テーマに関する技術提案

### （3）WLB（ワーク・ライフ・バランス）等の推進に関する評価

## 4. 手続等

### （1）担当部局

〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号

九州地方整備局鹿児島国道事務所 経理課契約係（内線226）

電話099-216-3850 FAX099-216-3862

### （2）説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表1①に示す日時。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに4.（1）の担当部局に連絡すること。

### （3）参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：別表1②に示す日時

2) 提出場所：4.（1）に同じ

3) 提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が10MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

### （4）特定通知の期日

特定通知の日は、別表1③に示す日。

## 5. その他

### （1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

### （2）契約保証金 免除。

### （3）契約書作成の要否 要。

### （4）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

### （5）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

### （6）2.（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者又は2.

(1) 2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も5. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和6年5月9日付け国会公契第1号、国官技第46号、国営管第48号、国営計第13号、国営整第14号、国港総第27号、国港技第9号、国北予第2号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、別表1④に示す日とする。

(7) 詳細は業務説明書による。

別表1

①	説明書の交付期間	公示日から令和8年1月21日までの休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
②	参加表明書及び技術提案書の提出期限	令和8年1月22日17時00分まで
③	特定通知の日	令和8年2月6日を予定する。
④	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の7における申請期限	令和8年1月30日